

無電柱化法第12条の 対象事業・対象工事(案)

「無電柱化の推進に関する法律」 第12条

○無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）〔抄〕

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

【論 点】

「対象事業」

○「その他これらに類する事業」とは、どのような事業を対象と考えるべきか。

「対象となる工事の要件」

○「事業の状況を踏まえつつ」、「当該事業の実施と併せて行うことができる
ときは」は、どのような場合と考えるべきか。

無電柱化推進計画における位置づけ

無電柱化推進計画（平成30年4月6日）〔抄〕

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 占用制度の的確な運用

2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等

国は、道路事業の実施に際し、新設電柱等の設置抑制や、可能な場合には、既設の電柱等の撤去を併せて行うことを規定している無電柱化法第12条を的確に運用するため、現場の実態を踏まえて具体的な運用方針を策定する。また、その実効性を占用制度の枠内で担保するための道路法令の改正を検討する。

対象事業(案)

○ 無電柱化法第12条に明記されている事業

- ・社会資本整備重点計画法第2条第2項第1号に掲げる事業
道路の新設、改築、修繕に関する事業
- ・都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業
土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業

○ 類する事業として「道路の整備を実施する事業」を広く対象とすべきではないか。

- ・都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・市道等として道路を引き取る民間開発事業(宅地開発等)
- ・道路法第24条に基づき、道路管理者以外の者が行う工事 等

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)〔抄〕

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第24条

道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項又は第19条から第22条の2までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

無電柱化法第12条に明記されている事業①

社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）〔抄〕

（定義）

第二条

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する道路の**新設**、**改築**、維持及び**修繕**に関する事業

道路の新設



「新設とは、道路法上の道路を新たに設けることをいう。

道路の改築



「改築」とは、既設の道路法の道路の効用、機能等を現状より良くするための工事をいう。

道路の修繕



「修繕」とは、当初築造した道路の損傷した構造を保持、回復する工事のうち、災害復旧に含まれるもの以外のものをいう。

無電柱化法第12条に明記されている事業②

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）〔抄〕

（定義）

第四条

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

（市街地開発事業）

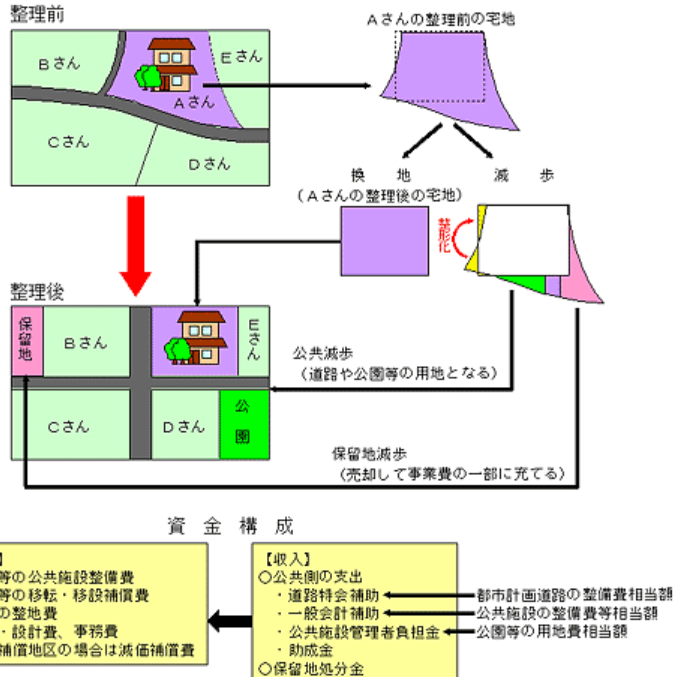
第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

- 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業
- 二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業
- 四 都市再開発法による市街地再開発事業
- 五 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- 七 密集市街地整備法による防災街区整備事業

無電柱化法第12条に明記されている事業②

一 土地区画整理事業

- 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
- 公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。



地権者は減歩により都市計画道路や公園等の用地を負担します。一方で、道路特会補助等の公共側の支出のうち、都市計画道路等の用地費に相当する資金は、宅地の整地費等に充てられ、地権者に還元されます。

二 新住宅市街地開発事業

- 新都市の基盤(道路、鉄道、公園、下水道等の施設)を大都市の周辺部で整備することにより、大都市への人口集中の緩和と住宅地の供給を行う事業。
- 新住宅市街地開発法に基づき、都市計画事業として施行される全面買収方式の宅地開発事業。

<主な事業箇所>

都市	名称	施工主体	当初決定年月日
札幌市	もみじ台団地	札幌市	S43.8.21
つくば市	つくば研究学園都市	都市再生機構	S43.8.12
板倉町	板倉ニュータウン	群馬県	H6.9.9
印西市・白井市	千葉ニュータウン	千葉県都市再生機構	S42.12.27
多摩市ほか	多摩ニュータウン	都市再生機構・東京都・東京都住宅供給公社	S40.12.28
豊中市・吹田市	千里ニュータウン	大阪府	S39.4.10

無電柱化法第12条に明記されている事業②

三 工業団地造成事業

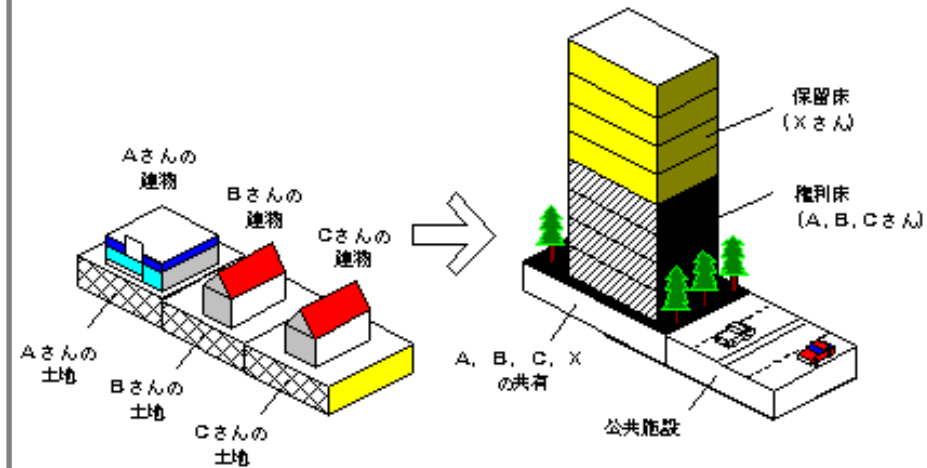
- 既成市街地への産業や人口の集中を抑制するために、首都圏の近郊整備地帯で計画的に市街地を整備したり、都市開発区域を工業都市として発展させるための事業。



<鹿島臨海工業地帯>

四 市街地再開発事業

- 市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。



<市街地再開発のイメージ図>

無電柱化法第12条に明記されている事業②

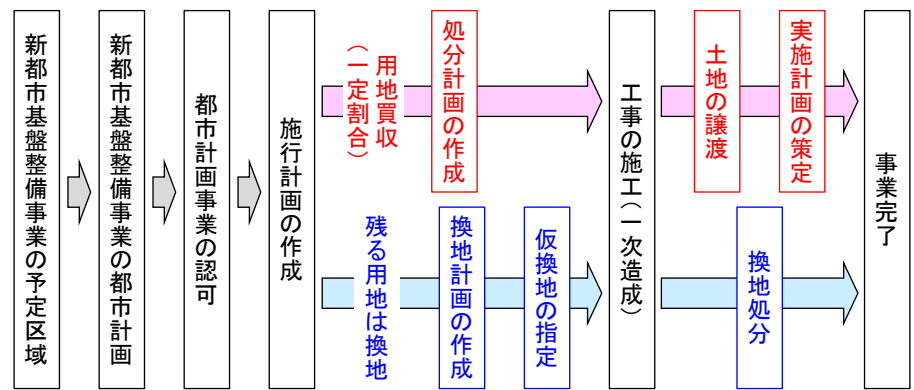
五 新都市基盤整備事業

<目的>

○ 人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に関し、大都市圏における健全な新都市の基盤の整備を図り、もって大都市における人口集中と宅地受給の緩和に資すると共に大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的とした事業。

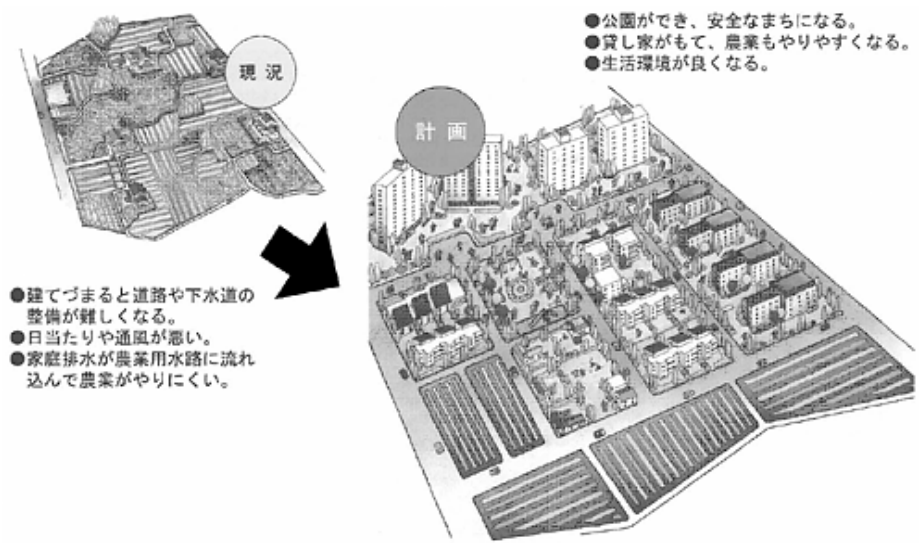
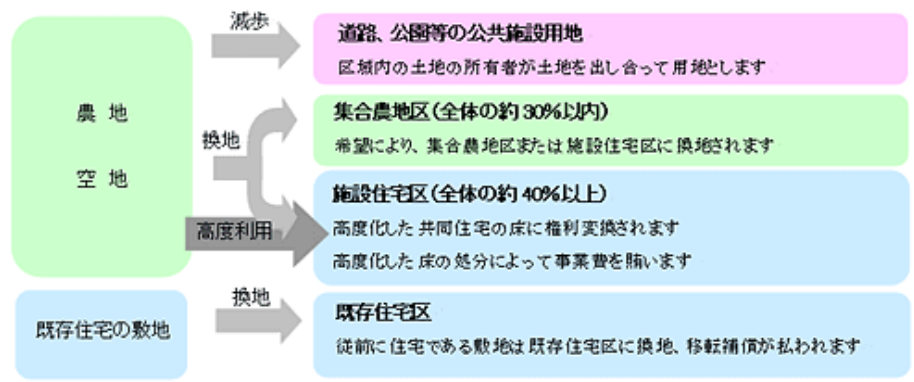
<特色>

○ 大都市周辺部の新市街地を対象として行われ、用地買収(新住宅市街地開発事業の手法)と換地(土地区画整理事業の手法)を併用して事業が進められる。



六 住宅街区整備事業

○ 大都市における住宅や宅地の大量供給と良好な住宅街区の形成を目的として、市街化区域内の農地や空地を活用、集約化し、公共施設・宅地基盤等を整備する事業。



無電柱化法第12条に明記されている事業②

七 防災街区整備事業

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づき、建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う事業。

■ 区域要件

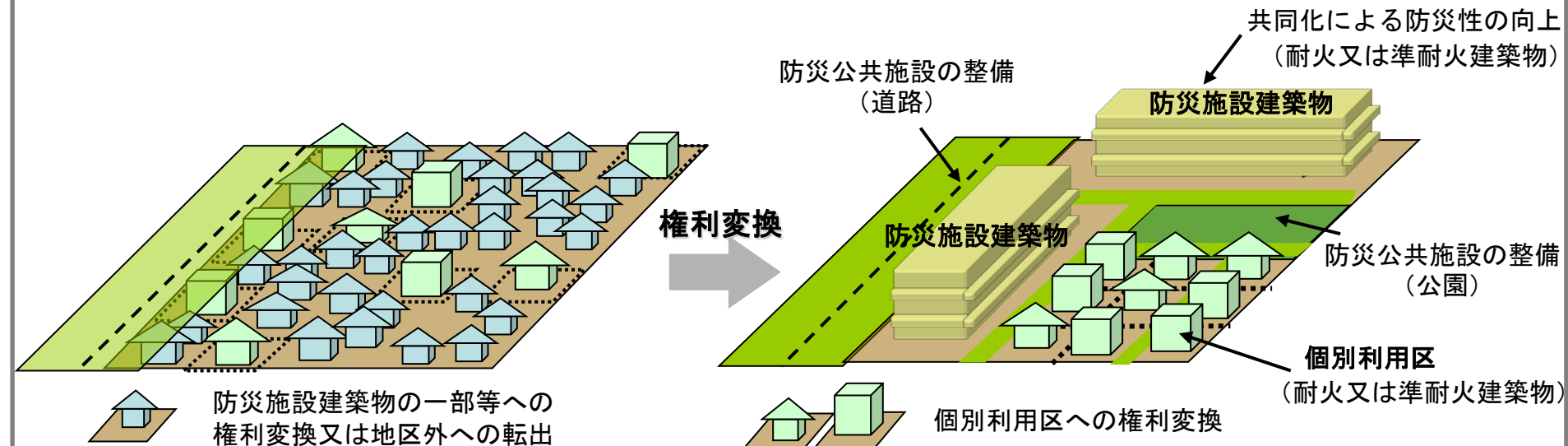
- 特定防災街区整備地区等の区域内
- 耐火・準耐火建築物の延床面積の割合が1/3以下
- 不適合建築物の割合が1/2以上
- 土地利用状況が不健全
- 特定防災機能の効果的確保に貢献

■ 特徴(市街地再開発事業との違い)

- 個別利用区を設定する場合、100㎡以上とする

■ 施行者、支援制度

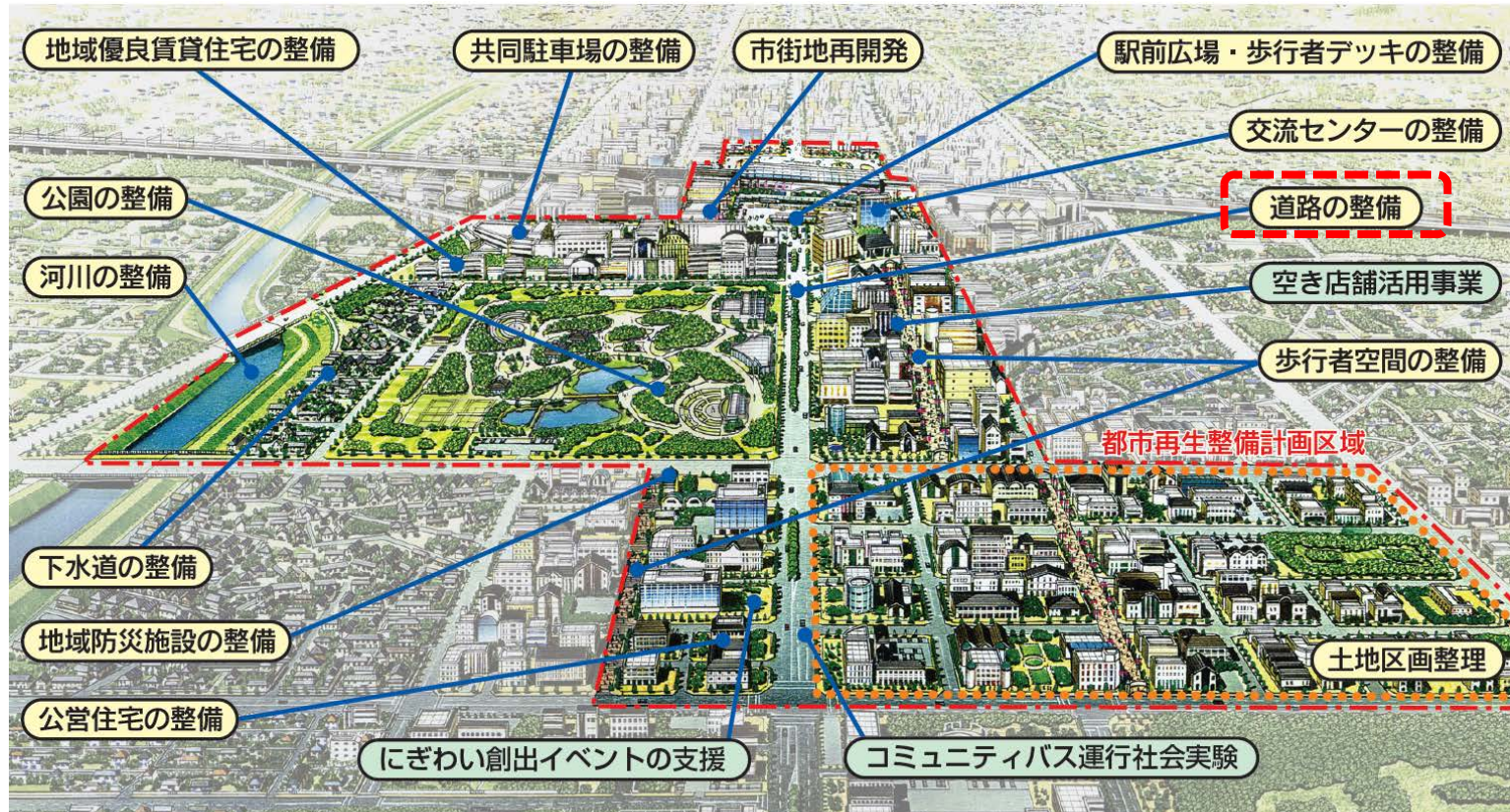
- 施行者、支援制度は市街地再開発事業とほぼ同じ



類する事業 「道路の整備を実施する事業」(例)

都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。
- 平成16年度に「まちづくり交付金」制度として創設され、平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付けられている。



<都市再生整備計画事業のイメージ図>

● 基幹事業 ● 提案事業

類する事業 「道路の整備を実施する事業」(例)

住宅市街地総合整備事業

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

- ### 拠点開発型の地区要件
- 【整備地区の要件】**
- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
 - ・整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)
 - ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】**
- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上(重点供給地域は概ね0.5ha以上)
 - ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
 - ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

- ### 街なか居住再生型の地区要件
- 【整備地区の要件】**
- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
 - ・整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)
- 【重点整備地区の要件】**
- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下(重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下)
 - ・一定の条件を満たす中心市街地
 - ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備
(集会所、子育て支援施設等)

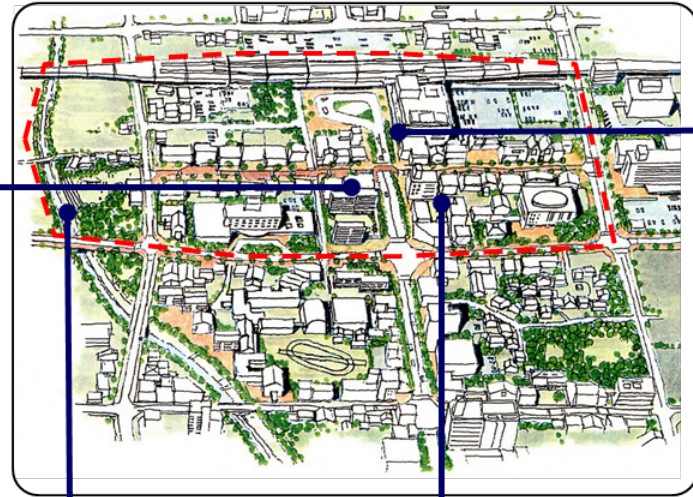


良質な住宅の供給

拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業
調査設計計画、土地整備、共同施設整備
(交付率：1/3)



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備
(交付率：通常事業に準ずる)

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等(交付率：1/3、1/2)

空き家等の活用

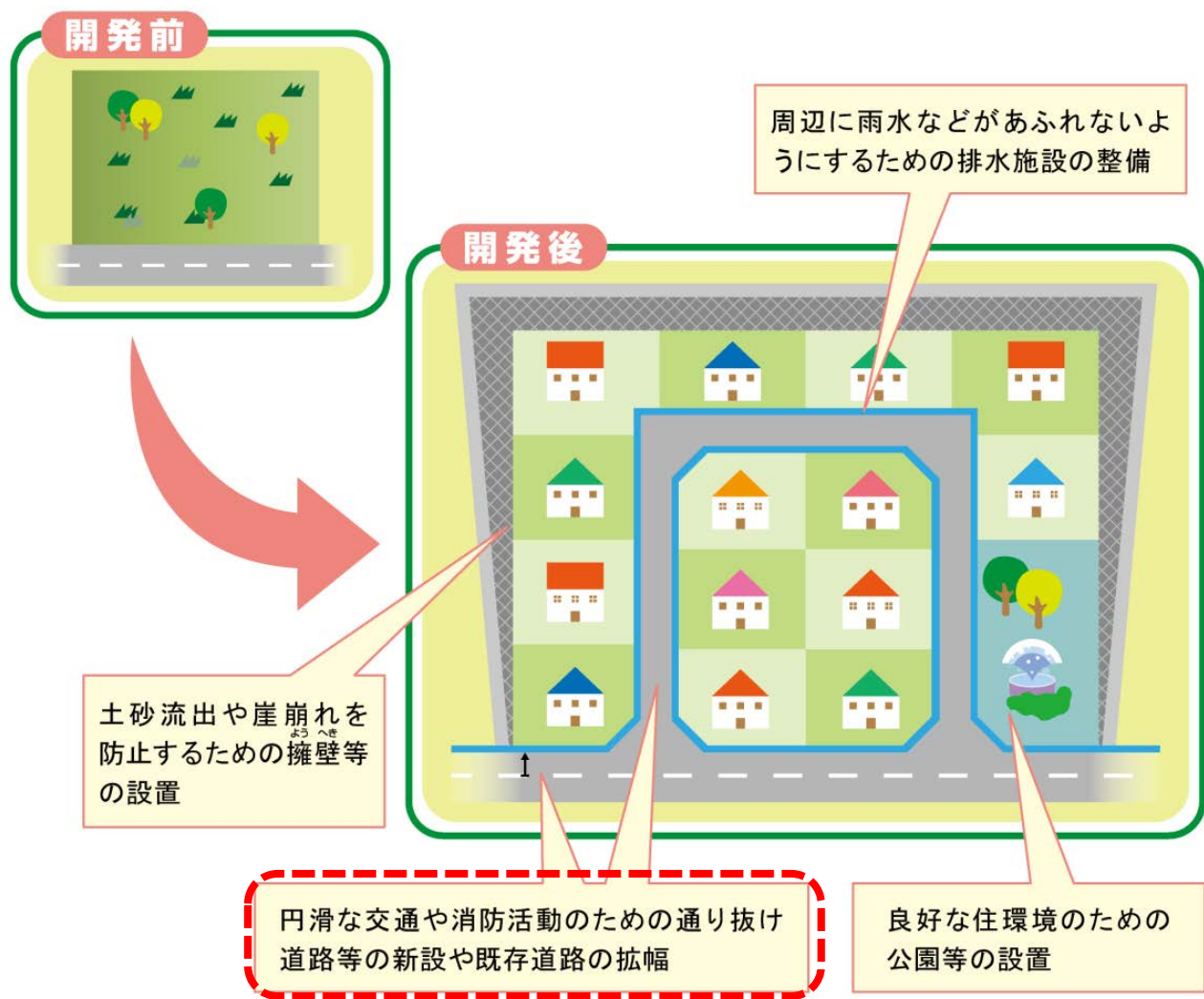
・空き家又は空き建築物の取得(用地費は除く。)、移転、増築、改築等



等
(交付率：1/3)

類する事業 「道路の整備を実施する事業」(イメージ)

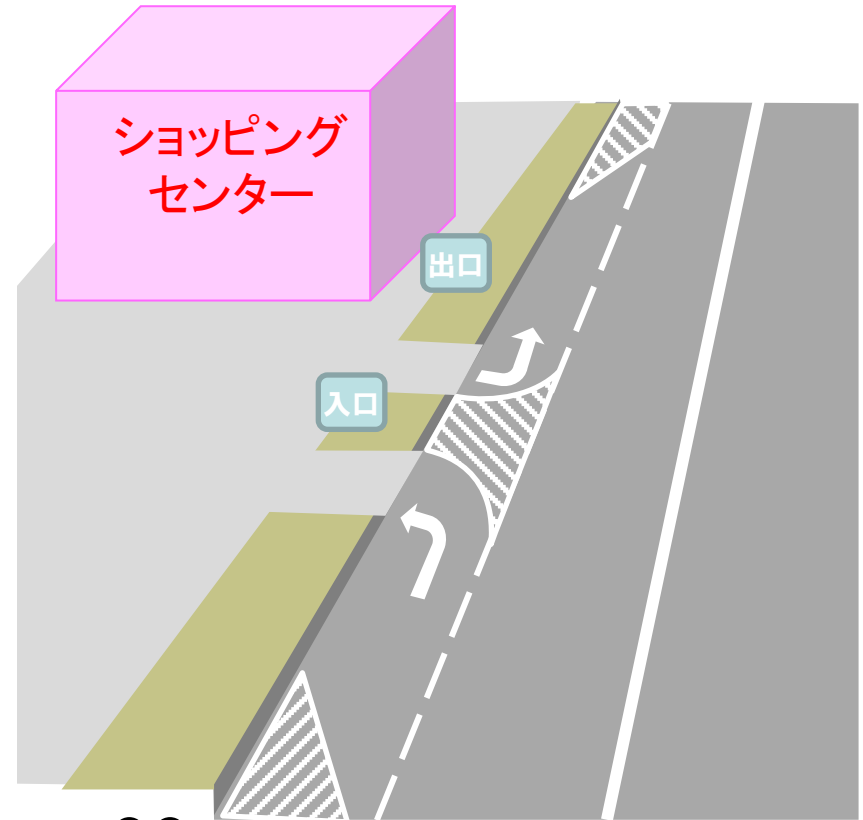
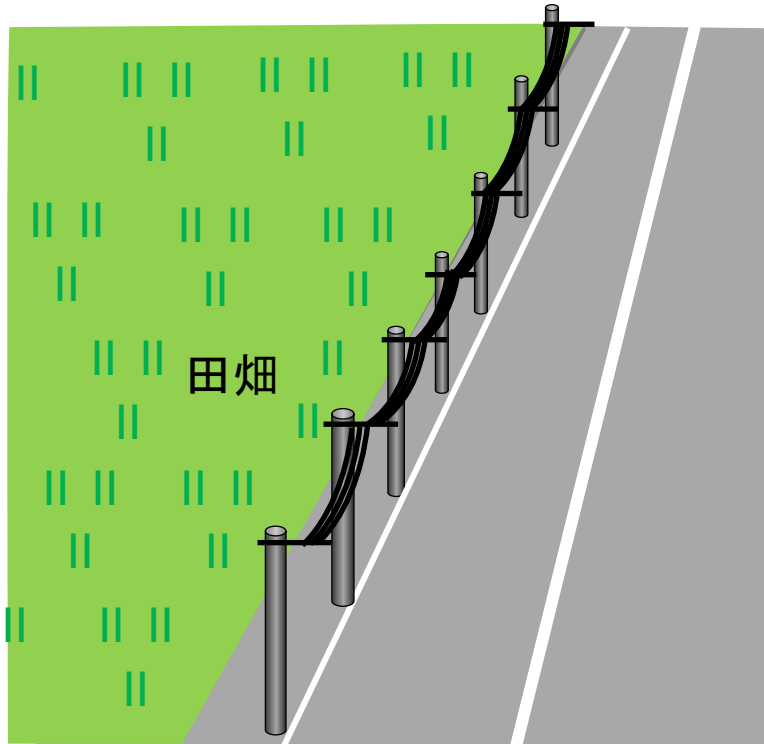
市道等として道路を引き取る民間開発事業(宅地開発等)



(東京都都市整備局「都市計画法に基づく開発許可制度のあらまし」より)

類する事業 「道路の整備を実施する事業」(イメージ)

道路法第24条に基づき、道路管理者以外の者が行う工事



電線管理者の負担の比較

○道路事業等と併せて地中化する場合、道路管理者が掘削や埋戻しを実施するため、電線管理者は特殊部・管路敷設のみとなり、低コストでの整備が可能

単独地中化による工事手順



道路事業等と併せて地中化する場合の工事手順

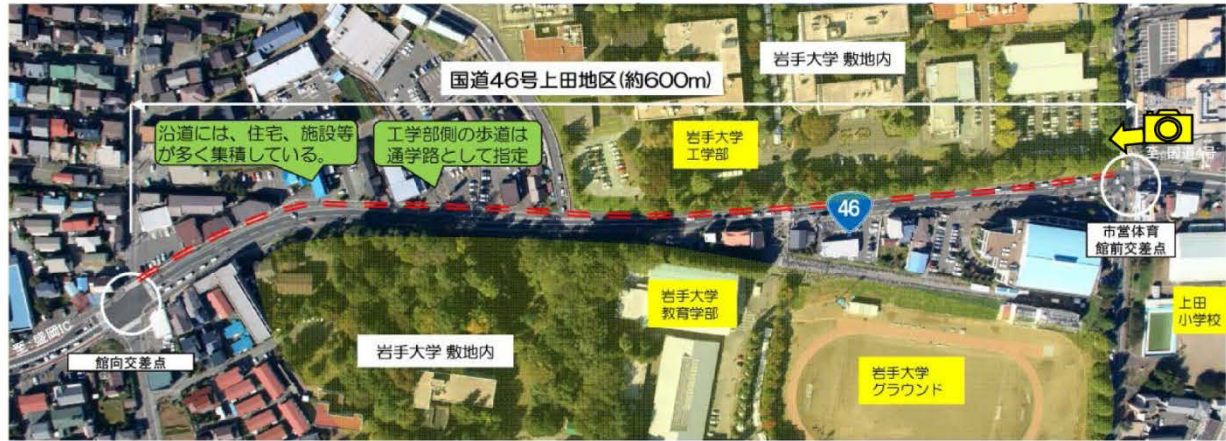


※ 実線部分は電線管理者、破線部分は道路管理者が実施

常設作業帯の設置による工事の効率化

○常設作業帯を設置することで、工事の効率化が可能。

位置図

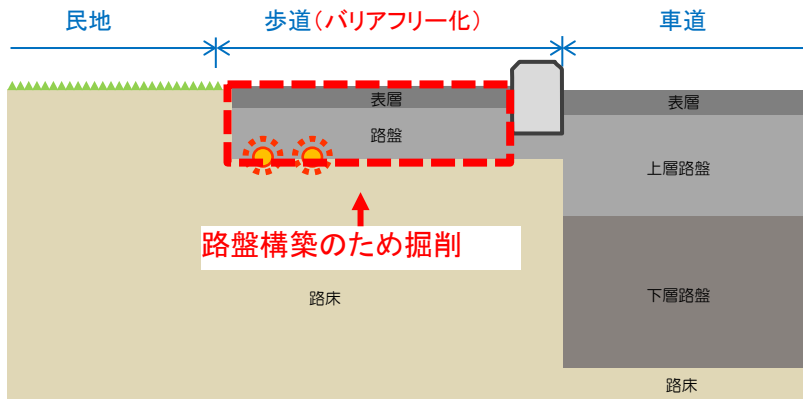


対象となる工事の要件(案) 要件① 掘削深

○ 概ね電線を敷設する深さまで掘削する工事を対象とする。

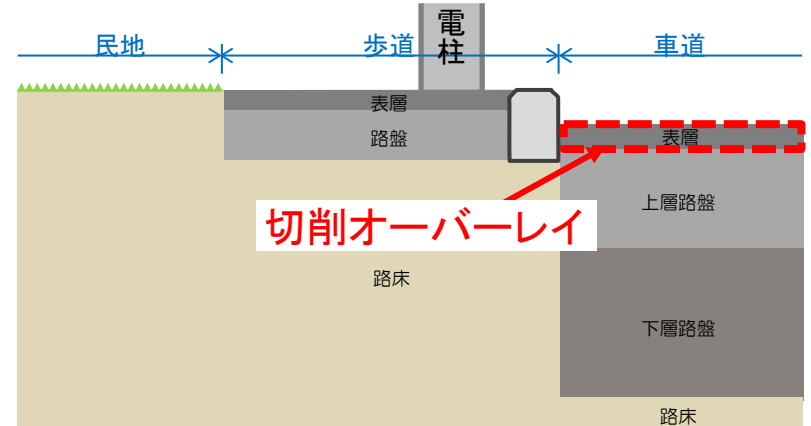
- ・道路の掘削を伴う工事に併せて電線を敷設することにより、電線管理者が掘削を行う単独地中化と比べて低コストでの整備が可能。(路盤まで掘削する工事や路床盛土を行う工事等)

○ 対象



拡幅により路床・路盤構築 等

× 対象外



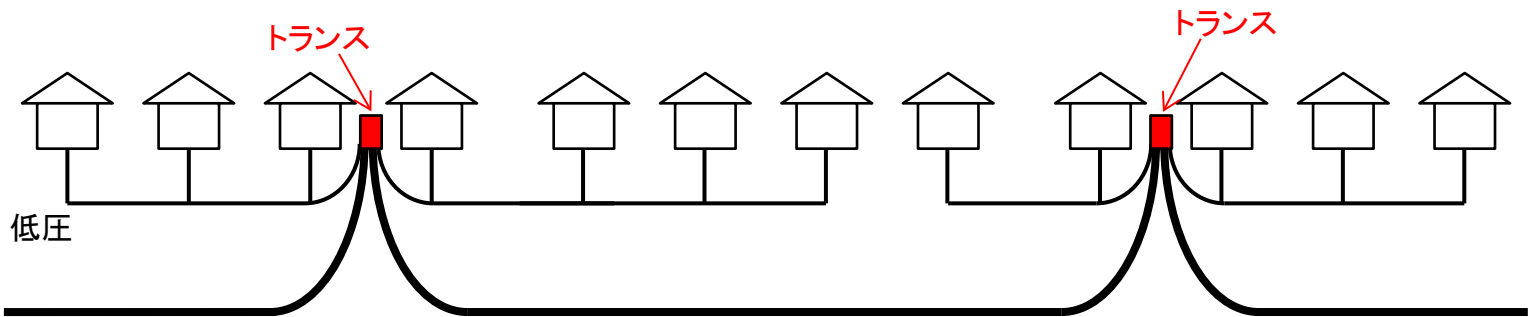
オーバーレイ 等

対象となる工事の要件(案) 要件② 工事の延長

○1つのトランスから供給する区間長を超える延長の工事を対象とする。

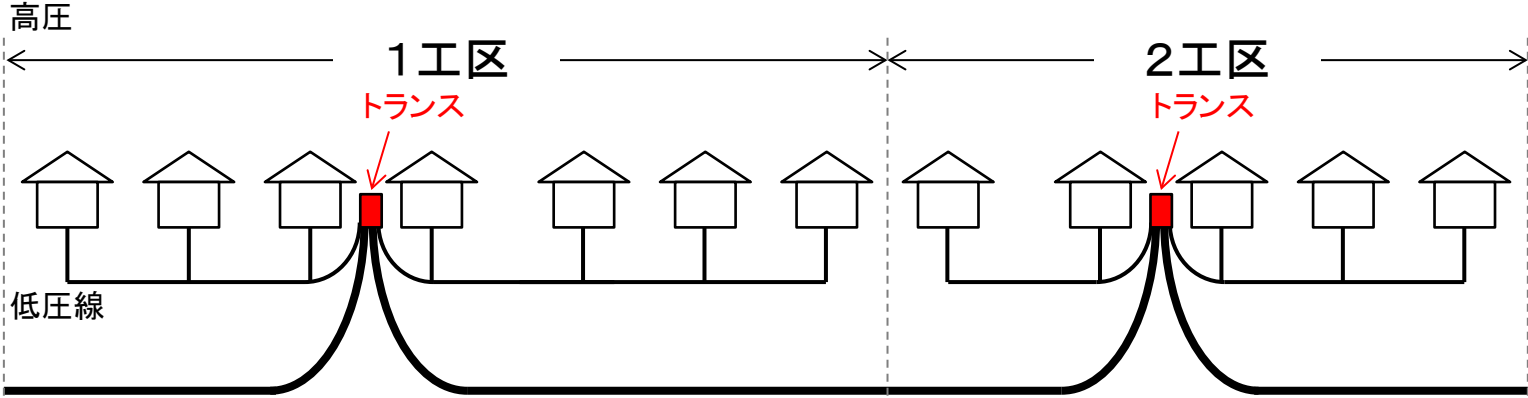
《直接埋設の場合》

配線計画
(通常の場合)



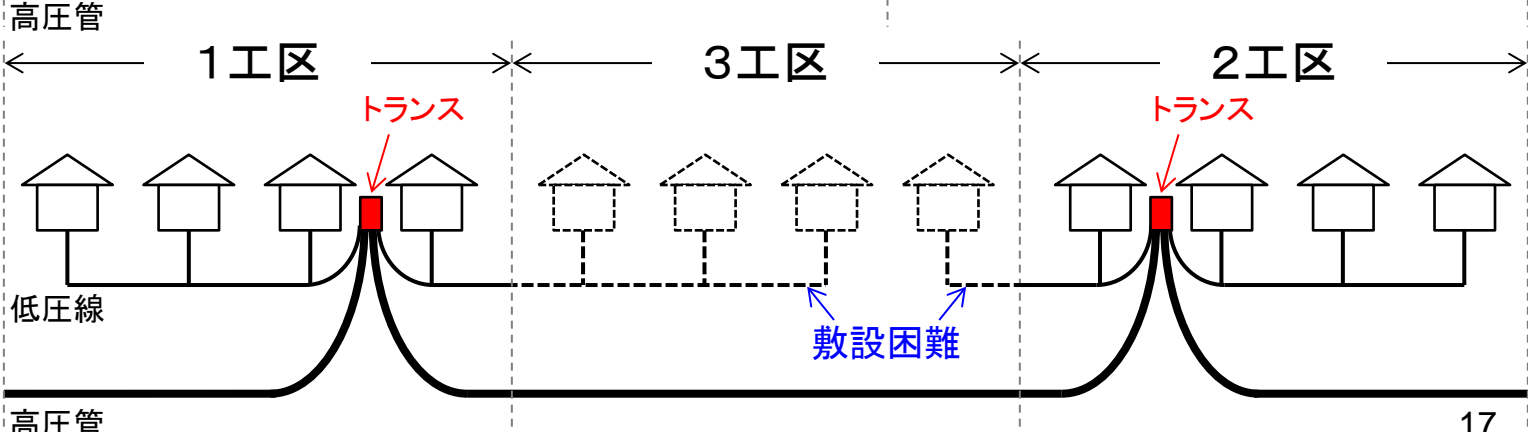
施工区間が
各トランスの
供給区間を**超**
える場合

敷設可能



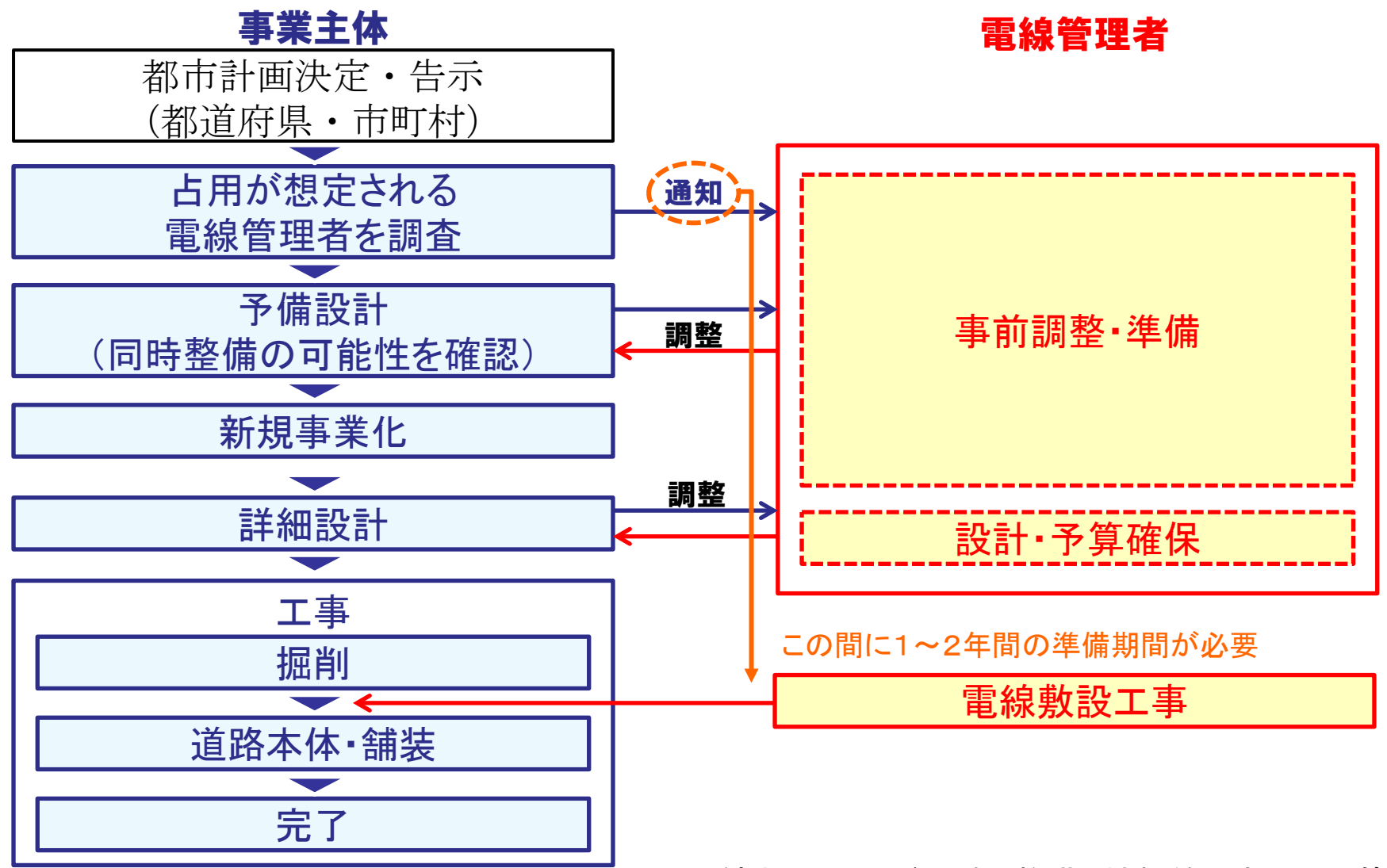
施工区間が
各トランスの
供給区間と**整**
合しない場合

敷設困難



対象となる工事の要件(案) 要件③ 通知のタイミング

○電線管理者の準備(予算確保、設計)に要する期間を考慮し、工事着手の1~2年前に通知しておくことが必要。



(事例)国道46号上田地区事故対策事業 概要

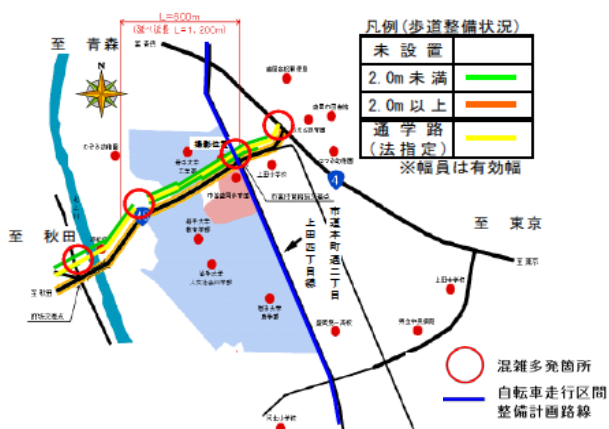
- 【事業内容】：自転車歩行者道（既設拡幅等）
- 【事業箇所】：岩手県盛岡市上田
- 【事業延長】：1.2 km（道路延長：0.6 km）
- 【事業期間】：平成23年度から平成28年度
- 【事業概要】

当該箇所は、盛岡市市街地で周辺に小学校・中学校・高校・大学・公共施設が立地していることから交安法第3条に基づく通学路に指定されているが、歩道が狭いためすれ違いが困難であり、自転車、歩行者の通行に支障をきたしている。本事業は、狭隘な歩道を拡幅するとともにバリアフリー化を行い、安全・安心な歩行空間の確保を図るものである。

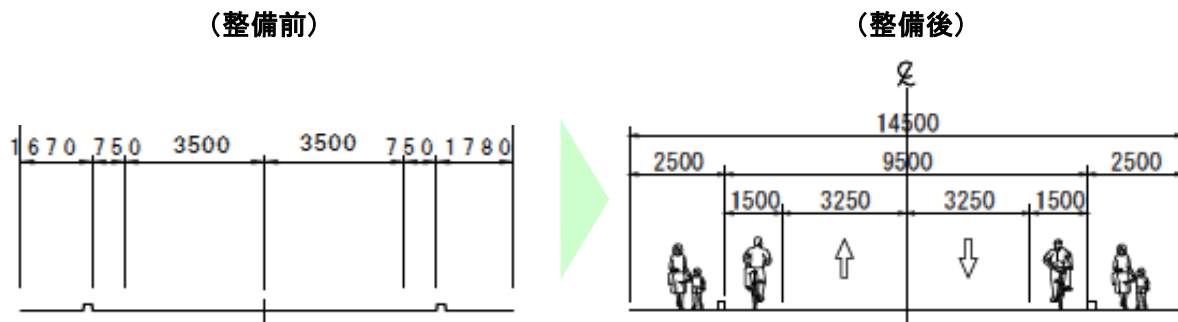
【位置図】



【平面図】



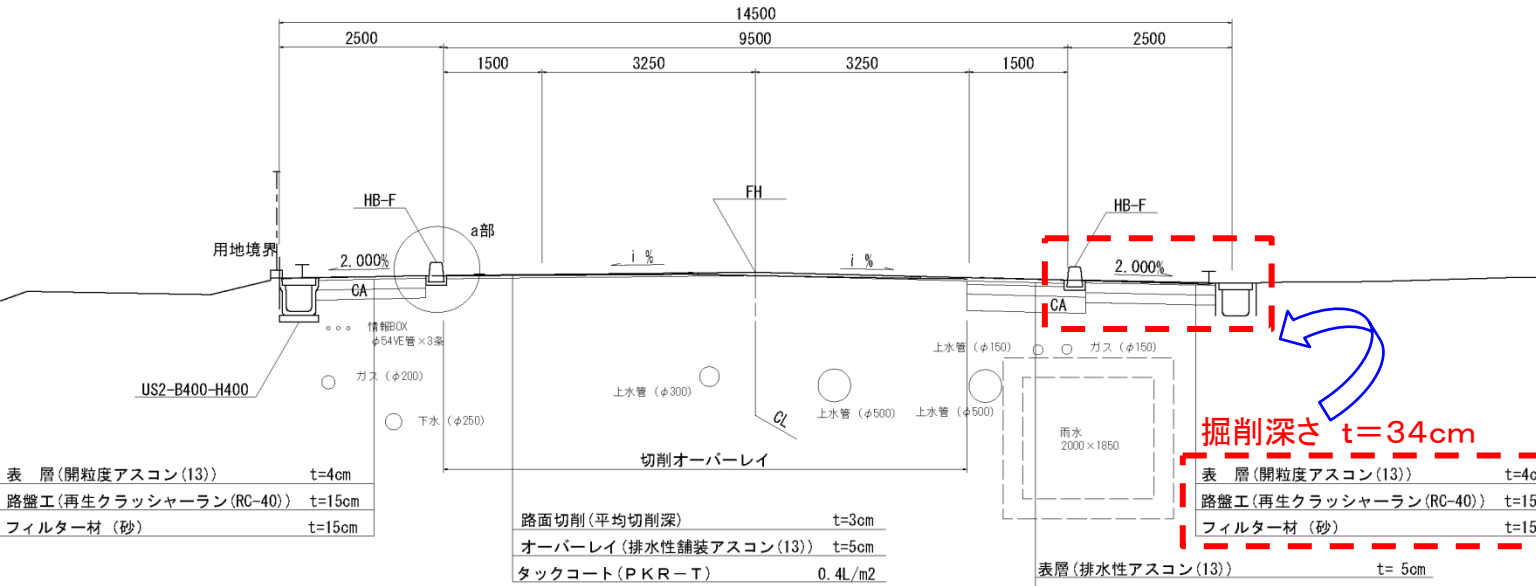
【断面図】



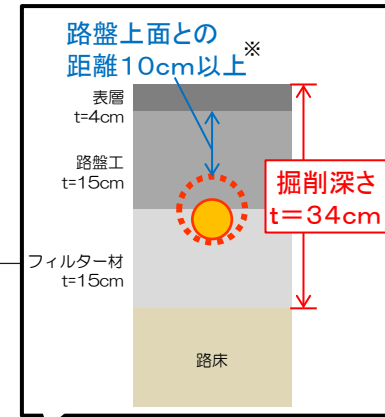
(事例)国道46号上田地区事故対策事業 要件① 掘削深

○歩道部の舗装構築のため、路面34cmまでの掘削が必要であり、工事と合わせて電線を敷設することが可能。

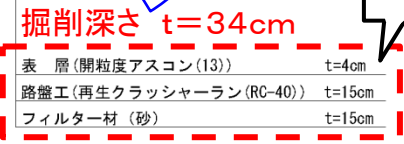
一般部 S=1:50



イメージ



※浅層埋設基準(H28.2.22通達)より



表層(排水性アスコン(13))	t= 5cm
タックコート(PKR-T)	0.4L/m ²
基層(再生粗粒度アスコン(20))	t= 5cm
プライムコート(PK-3)	1.2L/m ²
上層路盤工(粒度調整砕石(M-40))	t=15cm
下層路盤工(再生クラッシャーラン(RC-40))	t=25cm

(事例)国道46号上田地区事故対策 要件② 工事の延長

○事業区間が約600mであり、1つのトランスから供給する区間長を越えている。

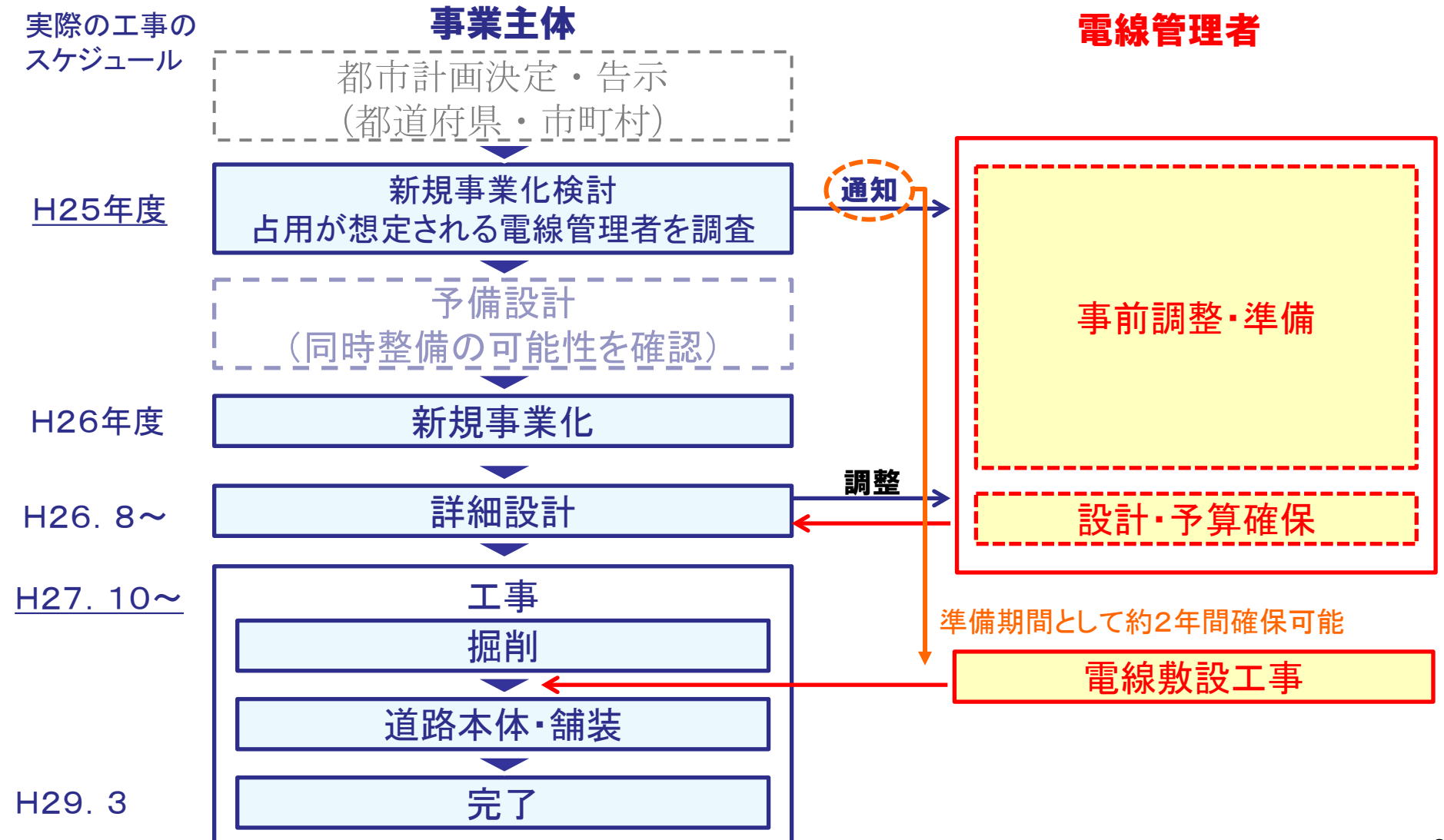


位置図



(事例)本庄市バリアフリー工事 要件③ 通知のタイミング

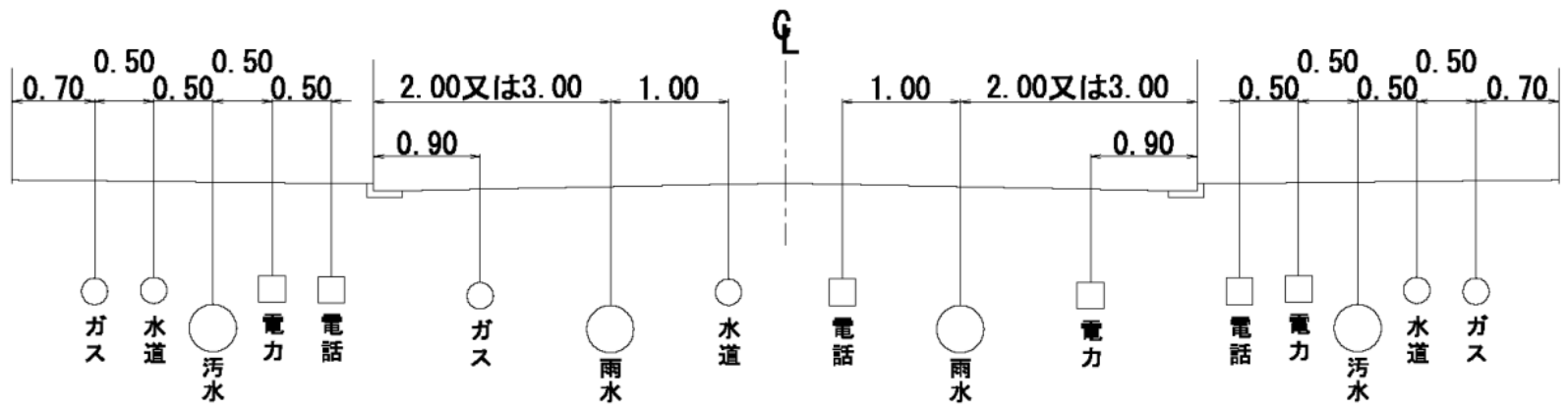
○通知から工事着手まで約2年間に要しており、電線管理者側の準備期間の確保が可能。



電線管理者が道路工事に併せて撤去できなかった場合の対応

事業とタイミングが合わずに同時に無電柱化を行えない場合においても、将来、効率的に無電柱化できるように、予め埋設空間を確保しておくべきではないか。

▼地下埋設物占用位置標準図(千葉市) (幅員12.m以上18m未満の場合) (千葉市HP)



▼事業のタイミングが合わなかった場合

